

# 兵庫県立大学地域創造機構規程

## (趣旨)

**第1条** 兵庫県立大学地域創造機構（以下「機構」という。）は、地域連携活動を支援するとともに、生涯学習事業や地域志向科目（全県キャンパスプログラム）を通じて、兵庫県立大学（以下「本学」という。）の社会貢献及び教育の充実に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この規程において用いる用語の定義は、法令等に定めるところによるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「大学COC (Center of Community) 事業」とは、大学が自治体等と連携し、地域の課題（ニーズ）と大学の資源（シーズ）の効果的なマッチング等により地域の課題解決に取り組むなど、全学的に地域を志向した教育・研究・社会貢献を行う事業をいう。
- (2) 「地域連携活動」とは、本学と住民組織、NPO、行政、企業等が協働して地域の課題解決や地域づくりに取り組む活動をいう。
- (3) 「地域連携活動主体」とは、地域連携活動を行う住民組織、NPO、行政、企業等をいう。
- (4) 「生涯学習事業」とは、社会人又は地域住民に専門的かつ生活に結びついた学習機会を提供する事業をいう。
- (5) 「地域志向科目（全県キャンパスプログラム）」とは、公立大学の特色を最大限に生かし、地域と連携した教育活動を全県的な規模で展開するものをいう。
- (6) 「エコ・ヒューマン地域連携センター」とは、地域連携活動を推進するために、環境人間学部が学部内に設置したものをいう。

## (業務)

**第3条** 機構は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学COC (Center of Community) 事業の推進に関すること。
- (2) 地域連携活動に係る情報収集、相談及びマッチングに関すること。
- (3) 地域連携活動に係る地域連携活動主体への情報提供に関すること。
- (4) 生涯学習事業の企画立案等に関すること。
- (5) 生涯学習に係る県民等の交流の支援に関すること。
- (6) 地域志向科目（全県キャンパスプログラム）の企画立案等に関すること
- (7) エコ・ヒューマン地域連携センターとの連携及び調整に関すること。
- (8) 学内の学部等及び関係機関との連携及び調整業務に関すること。
- (9) その他地域連携活動の支援に関すること。

## (本部及び支部)

**第4条** 機構は、本部を神戸商科キャンパスに置き、主に西地区の業務を円滑に実施させるため、支部を姫路環境人間キャンパスに置く。

## (本部及び支部の組織等)

**第5条** 機構に、次に掲げる職を置く。

- (1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 支部長

(4) コーディネーター

2 機構長は、理事長が副学長の中から指名する者をもって充てる。

3 機構長は、機構の業務を掌理する。

4 副機構長は、機構長が指名する。

5 副機構長は、機構長の職務を補佐し、機構長が指示する機構の重要な業務を掌理する。

6 支部長は、環境人間学部長の推薦に基づき、機構長が指名する。

7 支部長は、機構長の職務を補佐し支部の業務を掌理する。

8 第1項に掲げる職のほか、機構に常勤又は非常勤の教員を置くことができる。

#### (地域連携教育研究センター)

**第6条** 第3条に規定する大学COC事業に関する事業を推進する行うため、地域連携教育研究センターを置く。

2 地域連携教育研究センターに関する規程は、別に定める。

#### (生涯学習交流センター)

**第7条** 第3条に規定する生涯学習事業に関する業務を行うため、生涯学習交流センターを置く。

2 生涯学習交流センターに関する規程は、別に定める。

#### (地域創造企画室)

**第8条** 機構の業務(第6条に規定する生涯学習交流センターが所掌するものを除く。)を行うため、地域創造企画室を置く。

2 地域創造企画室に関して必要な事項は、別に定める。

#### (地域創造機構運営委員会)

**第9条** 機構の円滑な運営を行うため、地域創造機構運営委員会を置く。

2 地域創造機構運営委員会に関する規程は、別に定める。

#### (地域創造推進会議)

**第10条** 機構の業務(第6条に規定する生涯学習交流センターが所掌するものを除く。)を円滑に推進するため、地域創造推進会議を置く。

2 地域創造推進会議に関して必要な事項は、別に定める。

#### (庶務)

**第11条** 機構の庶務は、事務局社会貢献部地域貢献課が行う。

#### (補則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、機構の運営に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則**（平成26年3月1日改正）

この規程は、平成26年3月1日から施行する。

**附 則**（平成27年3月31日改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。